

## 第1章 計画の位置づけと背景

### 1. 都市計画マスタープランとは

#### 1-1 計画策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、環境・エネルギー問題の深刻化、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、情報化やグローバル化の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化しております。

令和3年度に「加茂市総合計画」を策定し、「笑顔あふれるまち 加茂」をまちの将来像に掲げ、各分野の施策を進めようとしています。

加茂市では、これまで都市計画マスタープランを策定しておりませんでした。上記の点を踏まえ、おおむね20年後の都市の姿を展望し、「加茂市総合計画」に掲げた将来像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標と、適正な土地利用の誘導、都市施設の整備などに関する方向性を示し、都市計画行政に関する長期的な指針として新たに策定を行うものです。

#### 都市計画マスタープランってどんな計画？



都市計画は、長期的な見通しを持って都市の将来像を明らかにして定める必要があります。

この都市の将来像を示し、その実現に向けた基本的な方針を明らかにする役割を担うのが「都市計画マスタープラン」であり、言わばまちの設計図です。

場当たりの整備を行うのではなく、長い目で考えて、どんな都市を目指すのか、そしてどこで何から始めるのかを設計図として示し、具体的に事業などを進める際の羅針盤として活用することが重要です。



事業などについて詳細な内容を示すと社会情勢の変化によりズレが生じてしまうおそれがあります。  
都市計画マスタープランは、「方向性を示す」ものであり、長期的な視点で読み取れる表現を中心に、見通しが可能な事柄を具体的に示す計画です。



※都市計画に関する解説は、参考資料 P13 以降に示しています。

本計画では、「都市づくり」、「まちづくり」、「地域づくり」の用語を以下のように使い分けています。

都市づくり：都市計画や都市整備など、市が主体となって進める全市的かつ長期的な方針を指す場合に使用。経済効果などを目的とする。

まちづくり：市民や事業者、市などが連携しながら進める活動を指す場合に使用。地域の魅力向上や住みやすさに影響する。

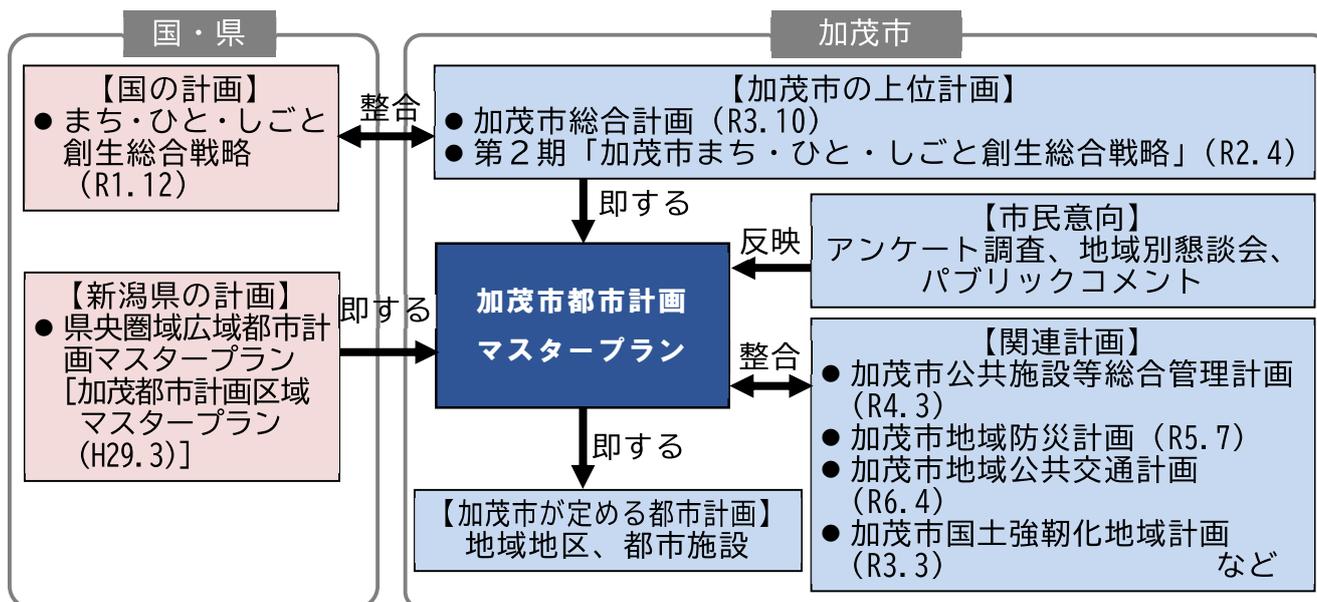
地域づくり：地域別構想の5地域を基本とした、地域全体での方針に関わる活動をさす場合に使用。

## 1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、県が策定する「加茂都市計画区域マスタープラン」や加茂市が策定する「加茂市総合計画」などの上位計画に即し、土地利用、交通、防災などの様々な分野の関連計画との整合を図ります。

また、計画策定にあたっては、アンケート調査などによって住民意向を十分に反映して、策定を行うものとします。

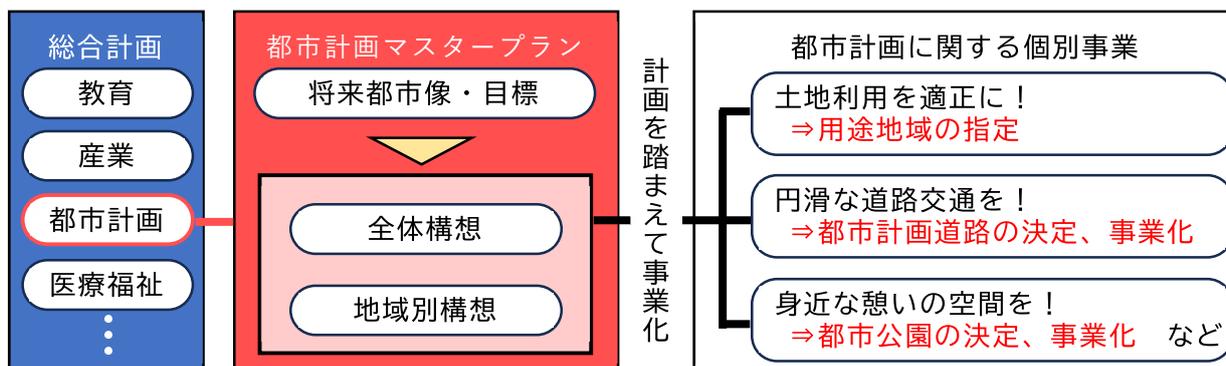
【加茂市都市計画マスタープランの位置づけ】



## 1-3 市の総合計画や個別の事業との役割分担

市の「総合計画」は全ての分野の取組について計画として示したもので、「都市計画マスタープラン」はその中でも「都市計画」の分野に関する取組方針を示したものです。

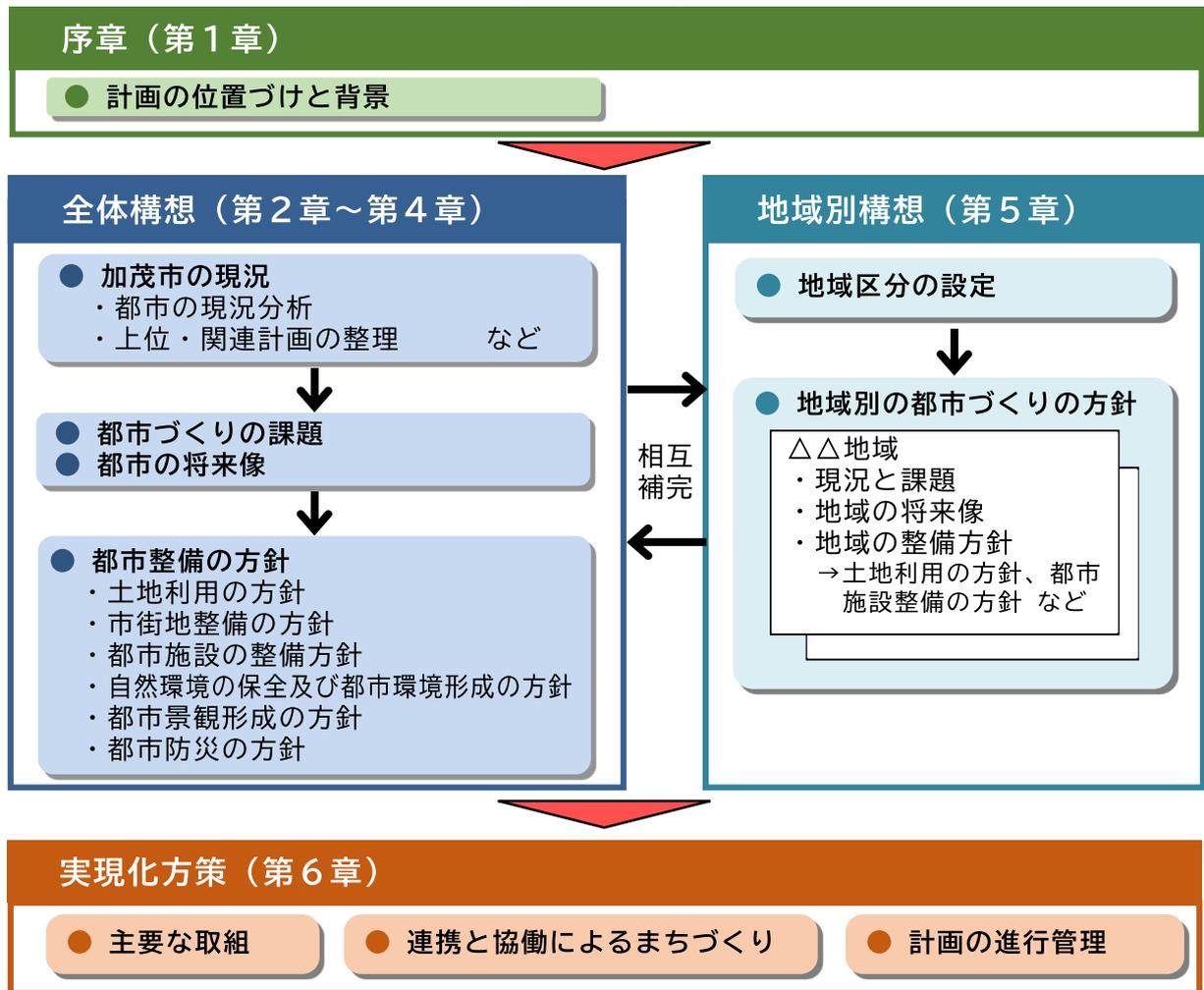
土地利用のルールや都市施設の整備事業などは、「都市計画マスタープラン」に示される方針に基づき審議され、都市計画決定の後に事業化されます。「都市計画マスタープラン」は、こうした個別事業の大本となる計画です。



## 2. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、下図に示すとおり、「序章」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」で構成されます。

【計画の構成】



## 3. 計画目標年次と対象区域

本計画では、基準年を令和6年度（2024年度）とし、目標年次を20年後の令和26年度（2044年度）とします。

ただし、加茂市の上位計画との整合性や、社会経済情勢などの変化への対応が求められる場合は、計画期間中においても必要に応じ適宜見直しを検討します。

また、都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものですが、農村集落や山林などの自然環境を含めた一体的な都市づくりの観点から、計画対象区域は、加茂市全域とします。